**平成２２年（フ）第１５号**
兵庫県加東市高岡2394番地４
債務者　稲次建築こと　稲次　正幸
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２２年（フ）第１６号**
兵庫県加東市高岡2394番地４
債務者　稲次佐代子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２２年（フ）第４９号**
香川県高松市高松町441番地13　バルク美里201
債務者　岸原小百合（旧姓小路）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第５１号**
香川県高松市香川町大野1608番地６
債務者　真鍋　玉三
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第１４号**
香川県仲多度郡多度津町大字道福寺718番地15
債務者　松下　　元
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２２年（フ）第１２号**
福岡県柳川市常盤町95番地
債務者　古賀　美和
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２１年（フ）第１２２号**
福岡県大牟田市米生町１丁目44番地
債務者　竹原　順一
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２２年（フ）第１１号**
福岡県大牟田市大字倉永1678番地　コーポ永江102号
債務者　鶴田　健二
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２２年（フ）第２２号**
福岡県大牟田市宮山町61番地１
債務者　猿渡　礼子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２１年（フ）第５３７号**
沖縄県那覇市若狭１丁目20番16号　伊波アパート４－Ａ
債務者　嘉味元道江
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第３５号**
宮城県多賀城市桜木２丁目１番33号
債務者　千田　一実
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第７号**
宮城県気仙沼市唐桑町宿浦404番地７
債務者　川村　明利
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２２年（フ）第１７号**
福島県東白川郡棚倉町大字下山本字萩平14番地５
債務者　河内　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２１年（フ）第３３１２号**
名古屋市北区尾上町１番地の２　尾上団地１棟908号
債務者　インテリア小栗こと　小栗　徹夫
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３８１９号**
愛知県愛知郡東郷町白鳥１丁目３番地５　ライオンズマンション東郷東館203号
債務者　丸山　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３９７号**
名古屋市中川区愛知町32番９号
債務者　南波てる子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４６９号**
愛知県津島市藤里町２丁目34番地　ヴィラ藤里Ⅰ　Ｂ棟202号
債務者　伊藤　三佳
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部